

北海道大学へ「申入書」手渡す

「名誉回復と謝罪を」、4月中旬までに回答を要求

2月26日午後、山野井孝有、山本玉樹・代表と根岸正和事務局次長は北海道大学を訪問し、太田裕美総務課長補佐に、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』にかかる北海道大学への申入書」を手渡し、4月中旬まで回答するよう申し入れた。



北大に申入書を手渡した左から山本玉樹、山野井孝有両代表と根岸正和事務局次長

北海道大学は当初、三上隆・理事副学長が2月26日午後1時に応対すると回答してきたが、直前になって「都合が悪くなった。申入書は郵送を」と電話。「真相を広める会」代表・幹事で検討した結果、この不誠実な態度に抗議した上で、直接手渡し、回答期日を指定する必要があると判断してこの日の訪問となった。

応対した太田総務課長補佐は、約40分間の抗議と申入れに対して、終始無言。両代表は、①申入書への回答は4月中旬までに。②回答は学長が行うこと。その際はマスコミの同席取材を受け入れること。③「真相を広める会」役員と同席を認めること——の3点を要請した。

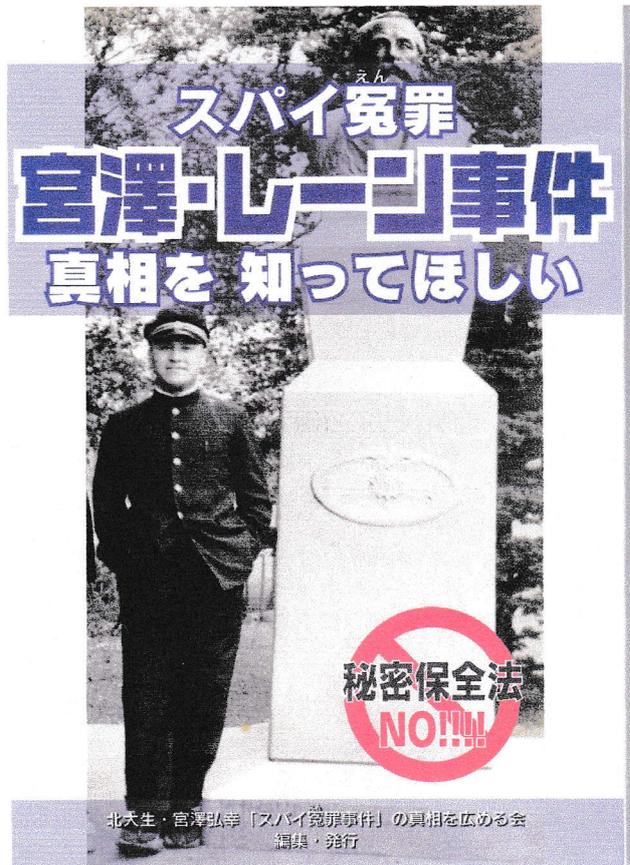
さらに根岸次長は完成したばかりのパンフ「スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい」を手渡し、北大関係者はぜひ読んで欲しいと要請した。山野井代表はコロラドの秋間美江子さんから届いた手紙のコピーと、2月23日の「宮澤弘幸さん追悼・

顕彰 秘密保全法を考える集い」参加者に贈ってくれたチョコレートを、学長に渡すよう要請した。

訪問後、NHK、北海道新聞、毎日新聞の取材を受けた。朝日新聞は山野井代表に電話取材し、NHKは同日夜、3新聞は翌日朝刊で報道した。「申入書」全文は2,3面に掲載。

その後、3人は北大構内の書店にパンフの販売をお願いし、さらに北大教職員組合の神沼公三郎委員長に会い、運動への協力を要請した。

(根岸正和・事務局次長)



真相広めるパンフ完成

注文は事務局まで。1部500円+送料80円

2013年2月22日

北海道大学

総長 佐伯 浩 様

アメリカ合衆国コロラド州ボルダー市在住

秋間美江子 (印)

北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会

代表・山野井孝有 (印)

同・山本 玉樹 (印)

北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』にかかる北海道大学への申入書

先般来、貴大学 1937 年 4 月 1 日予科入学の宮澤弘幸らにかかる冤罪事件で周辺お騒がせ致しております宮澤弘幸の妹・秋間美江子と「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」と申します。今般、この件にかかる貴大学に処置願いたき儀あり、以下に申し入れますので、お取りはかり頂きたくお願い申し上げます。

記

- 1、宮澤弘幸が 1937 年 4 月 1 日に予科入学して以来 1947 年 2 月 22 日に死亡するまで北海道大学（旧北海道帝國大學）の学生であったことを確認する。
- 2、よって、この間、これと矛盾する学内学籍簿等の記載をすべて撤回する。
具体的には
(イ) 宮澤弘幸の学籍簿「退學」欄の「昭和 17 年 4 月 1 日」の記述
(ロ) 同（理由）欄の「家事上ノ都合」の記述
(ハ) 同「備考」欄の「昭和十六年十二月八日國家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」の記述
(ニ) 北海道帝國大學工學部教授会の議事録（昭和十七年五月七日）のうち、「前回以后処理事項報告」の第一「電氣工學科三年目學生宮澤弘幸ニ対シ四月一日附ヲ以テ退學ヲ許可セリ」の記述
(ホ) 宮澤弘幸の学籍簿中、青インクによる「昭和 20 年 12 月 21 日復學許可ス」の書き込み
- 3、前項（イ）～（ホ）の記述は結果として事実と相違する記述であるので、これによって宮澤弘幸の身分と名誉を損なったことに対し謝罪する。
- 4、以上の 1～3 項の処置を踏まえ、本件一連の事実について、北海道大学として適正に位置付け、関係資料を整理保存公開の仕組みを一層明快にし、以て宮澤弘幸ら冤罪に屈しなかった関係者一同を顕彰する。
- 5、以上申し入れにつき、北海道大学として受け入れたことを、北海道大学の名において告示、あるいは声明を以て公表する。

【理由】

1、宮澤弘幸とレーン夫妻らにかかる一連の嫌疑が冤罪であったことは、既に社会的歴史的に明らかであり、貴大学総合博物館展示においても

「国内では特高警察が『戦時特別措置』による外謀容疑で、多くの罪のない人々を逮捕した。北大工学部電氣工學科学生宮澤弘幸とアメリカ人英語教師レーン夫妻も『スパイ容疑』で逮捕された。逮捕理由は宮沢が旅行中に伝聞した根室飛行場のことを、レーン夫妻に話したことが

『軍機保護法違反』というのである。根室飛行場の存在はリンドバーグ機飛来報道等で公知の事実であった。しかし翌年、宮沢とハロルド・レーン（夫）は懲役 15 年、ポーリン・レーン（妻）は懲役 12 年という実刑判決を受けた。大審院に上告したが、棄却された。宮沢は戦後釈放されるが、服役中にかかった結核のため、1947 年死亡した。1 審の判決文を改めてみると、軍事機密らしい体裁を整えようとはしているが、機密といえる内容ではない。宮沢は全くの冤罪

であり、ソ連やアメリカを意識したスケープゴートとされたのである」

と公開されている。

2、また貴大学に於いても当時、この件を理由とした学内運動処分はしておらず、その見識をいたく承知致しております。

しかるに、この見識とは裏腹に、北海道大学学生たる宮澤弘幸の学籍簿上における記載の中には合理的説明のつかない部分があり、結果として宮澤弘幸の身分と名誉を損なうものとなっております。仮に退学の理由が「家事上の都合」であるなら、当然、宮澤弘幸自身による退学届があつてのこととなりますが、肝心の退学届は存在せず、北海道大学大学文書館長逸見勝亮氏の調査に基づく北海道大学大学文書館年報第5号においても不存在が確認されております。

3、一方、宮澤弘幸当人は、戦後釈放後、北海道大学から「復学の意思確認」が届いた折に、退学届を出した事実のないことを、母親とくら家族に伝えております。

これは戦後発見された昭和17年12月16日付札幌地裁判決文、および最高裁判所に保管されている昭和18年5月27日付大審院判決書によっても立証されます。つまり学籍簿上において退学が許可された昭和17年4月1日の時点を超えて、なお北海道帝國大學學生であったことが判決文によって証明されているからです。

両判決文とも被告人欄に「北海道帝國大學工學部學生」とあり、同地裁判決には「現在同大學工學部電氣工學科に在學中の者」とも明記されております。

さらに、相被告人であるレーン夫妻については「元北大豫科英語教師」（地裁）「元北海道帝國大學豫科英語教師」（大審院）とあり、これは北海道帝國大學によって昭和17年3月31日付で雇用契約が一方的に解約され、拘置中のレーン夫妻に通知された事実に伴う身分表示です。

同様、北大生だった黒岩喜久雄被告については、「無職」と表記されていますが、大學の戦時特例によって卒業が繰り上げられて昭和16年12月27日の逮捕時点で既に卒業生となっていたことに伴うものです。

これらによっても、宮澤弘幸の判決文における身分表示が事実を表示していること明らかであり、北海道帝國大學學生として裁判を受け不当判決に服させられたこと疑う余地ありません。

4、よって、学籍簿上の当該記載、教授会議事録の当該記載は何らかの学内事情、あるいは錯誤、作為によってなされたとするのが合理的理解であ

り、大学当局として、この非を認めると同時に、この間の真相を究め、公表する責務があると思料致します。

しかしながら、この部分の解明につきましては、今回申し入れの前提とは致しません。それは既に宮澤弘幸の遺族が高齢であり、何よりも早急に名誉回復と謝罪がなされるべきと願うからです。またそのための合理的な説明、結果証明は十分に可能と認識しています。

5、さらに、これら一連の事実と流れからみて、これら過誤の撤回、名誉回復、謝罪と同時に、冤罪に屈しなかった宮澤弘幸とレーン夫妻ら関係者の顕彰もまた北海道大学としての社会的歴史的責務と考えます。

貴大学生・宮澤弘幸は時代の子として、当時の八紘一宇に象徴される国家のありように強く共鳴しつつも、一方で学問の府にあってゆるぎなき師弟関係を貫き、決然、身を以て北大が誇る自由と真理を追求し進取の気風を顕かとした生涯を具現しております。

これは学問の府、教育の殿堂、そして何より北大建学の誇りに照らして宮澤弘幸らの名誉回復をなし、その生涯を顕彰することは、百年の計にかなう大事と思料致します。

【回答の時期等】

回答の時期につきましては、一刻も早くとのみ申し、貴大学としての事情等もあると思料致し細かには申しませんが、命日の2月22日が過ぎた現在、予科入学日の4月1日、あるいは父親の命日である4月14日など強く意識致しております。よって先々、生誕の8月8日および不名誉な12月8日には一転して共に盛大なる顕彰の日となしたく思いおります。

既に貴大学におかれては、一連の関係資料を整理保存公開に努められおることいたく承知致し、また昨年10月には秋間美江子よりのアルバム贈呈を快く受け止められ、活用を工夫願っていることも多としております。

もとより貴大学当局にあって一連のご見解おありであろうことは存念のうちでございます。この際、これらも明らかにしていただき、真意打ち合わせて詰めることでできれば、必ず道みえてくるものと思っております。少なくとも戦時苦境にはまった北大の学生・教官の苦難を思いやる心では一致できるいま、今回一段と踏み込まれ、申し入れに応じて頂くこと、貴大学の弥栄映にと信じおります。以上、改めて申し入れ致します。

以上



「宮澤弘幸さん追悼・顕彰 秘密保全法を考える集い」

北海道大学 OB ら 66 人が参加、29 人が「真相を広める会」入会

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を求めると集い」は、2月23日午後、新宿・常圓寺で表記の集いを開催した。当初、宮澤弘幸さん命日の2月22日開催を予定したが、会場の都合で1日遅れの開催となった。北海道大学 OB はじめ 66 人が参加した。「週刊金曜日」「十勝毎日新聞」「しんぶん赤旗」の各記者が取材した。

冒頭、宮澤弘幸さんを追悼して黙禱。続いて山本、山野井両代表がスパイ冤罪事件の真相と家族の苦しみを訴え、大住広人幹事が北大に対する申入書の意義・目的を解説した。また泉澤章・弁護士（自由法

曹団事務局長）が、再びこうした事件を引き起こす危険性がある「秘密保全法」が画策されている情勢とその内容について講演した。山野井孝有代表は、今後の運動展開に当たっての基本的な立場を以下のように「問題提起」の一つとして報告した。

質疑討論では、北大出身の濱口武人・弁護士はじめ、レーン先生から教えを受けたという OB、レーン先生の双子の娘と一緒に学んだという OB が当時の模様等を報告した。

最後に、北海道大学に対する「申入書」を全員一致で確認・採択した。

＜問題提起＞ 宮澤弘幸さんの名誉回復と秘密保全法阻止のために

- 1、宮澤弘幸とレーン夫妻らにかかる一連の嫌疑が冤罪であったことは、『国家秘密法の爪痕 ある北大生の受難』を公刊した上田誠吉弁護士らの解明によって既に社会的歴史的に明らかであり、公的な公開文書としては北海道大学総合博物館の展示が簡明にして的確に伝えている。

＜以下抜粋＞

国内では特高警察が「戦時特別措置」による外謀容疑で、多くの罪のない人々を逮捕した。北大工学部電気工学科学生宮沢弘幸とアメリカ人英語教師レーン夫妻も「スパイ容疑」で逮捕された。逮捕理由は宮沢が旅行中に伝

聞した根室飛行場のことを、レーン夫妻に話したことが「軍機保護法違反」というのである。根室飛行場の存在はリンドバーグ機飛来報道等で公知の事実であった。しかし翌年、宮沢とハロルド・レーン（夫）は懲役15年、ポーリン・レーン（妻）は懲役12年という実刑判決を受けた。大審院に上告したが、棄却された。宮沢は戦後釈放されるが、服役中にかかった結核のため、1947年死亡した。1審の判決文を改めてみると、軍事機密らしい体裁を整えようとはしているが、機密といえる内容ではない。宮沢は全くの冤罪であり、

ソ連やアメリカを意識したスケープゴートとされたのである。

2、この解明によってもなお、未解明が残っている。

それは

(イ) 冤罪に嵌められたのが、なぜ宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか

(ロ) 当該罰条に照らしても重刑に過ぎる、なぜ懲役15年だったのか

(ハ) 冤罪を仕組んだのは、いったい誰だったのか

——である。

これは、本冤罪事件の核心そのものでもある。これには本会刊行のパンフレット『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』の「おわりに―問題提起―」で推論を試みているが、さらなる追究が待たれる。

3、未解明の解明には、やはり司法領域での究明をなおざりにはできない。捜査記録をはじめ冤罪を証拠立てる一切が隠滅されている中で、従来司法の常識からは再審請求不可能を認めざるを得ないにしても、これによって引き起こされた被害の残虐残酷、社会損失の重大さを思うとき手をこまねくことは許されず、たとえば良心の模擬法廷を開くことによって大審院（司法）を弾劾し国家賠償を視野に入れることは可能であり、行うべきと考える。

これが、宮澤弘幸が 非道の死に際して「必ず回復して、北海道で何があったのかをあらいざらい書いて、出版する」と声振り絞った無念に応えることでもある。

4、未解明の解明と共に、もう一つ大事なのは二度と冤罪を起させない道を強固にすることだ。いかなる形であれ「軍機保護法」の復活を阻止することであり、当面する「秘密保全法」策動の阻止である。

もともとスパイ法は、法になじまないというか、法に反する法といえる。近代法における法は、立法、執行、判定を通して、合理性、客観性、公開性が担保されなければならないにかかわらず、スパイ法にはこのどれもがなく、王が決め王が行い王が裁く前近代性そのものの法にならざるをえないからだ。言い換えればスパイ法そのものが冤罪法となる構造をもっているであり、悲痛にも宮澤・レーン事件はその実相を具体的に示してあまりある実例だ。

5、加えて火急の一事が、今回採択を願う「北海道大学への申入れ」だ。冤罪発生から七十余年にしてなお、北大生としての名誉さえ回復されていない事態を、これ以上放置することは許されない。

冤罪に死した宮澤弘幸の心に揺るがずあったのは

北海道大学の学生として、退学処分を受けるようなことはしていない

——の一点だ。

これに応えることによって、初めて冤罪に報いる一歩が踏み出せる。そして「スパイの家族」の後ろ指に耐え、宮澤弘幸と共に歩んできた遺族にせめてもの安穩を取り戻してもらい一歩ともなる。時と共に流してはいけない最後の歯止めでもあるといえる。

6、以上を踏まえれば、一連の事実と流れからみて、これら北海道大学による過誤の撤回、名誉回復、謝罪が行われると同時に、冤罪に屈しなかった宮澤弘幸とレーン夫妻ら関係者の顕彰もまた具体的な議論に上がってくる。黒岩喜久雄、丸山護、渡辺勝平についても冤罪の事実をしっかりと検証し、顕彰されなければならない。

中でも北大生・宮澤弘幸は時代の子として、当時の八紘一字に象徴される国家のありように強く共鳴しつつも、一方で学問の府にあってゆるぎなき師弟関係を貫き、決然、身を以て北大が誇る自由と真理を追求し進取の気風を顕かとしてなおあまりある生涯を具現したのである。

これは学問の府、教育の殿堂、そして何より北大建学の誇りに照らしても宮澤弘幸らの名誉回復をなし、その生涯を顕彰することは、百年の計にかなう大事と考える。

7、さらに、これら宮澤弘幸とレーン夫妻らの顕彰が具体化していくならば、北海道大学としても、当時の大学当局が自らの教官と学生が陥った苦境に何ら手を延べず見過ごしてきた対応を反省し、将来仮にもこのようなことが起こったときは、大学として敢然と国と対峙するという宣言がなされるものと期待する。国立大学の独立行政法人化以来、かえって大学の自治が損なわれていると聞き及ぶとき、今回の対応を機に、大学全体の意識改革がなされるに違いないと考える。

以上

